平成十八年政令第百九十二号

る法律施行令 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す

。)の規定、第百十四条、第百十六条第二項及び 並びに第百二十条第一項及び第三項(これらの規 第百十八条第一項及び第三項、第百十九条第三項 条において準用する場合を含む。)の規定並びに 第百十七条第三項(これらの規定を同法第百三十 する場合を含む。) 及び同法第百四十三条におい む。) の規定に基づき、この政令を制定する。 定を同法第百四十三条において準用する場合を含 において準用する場合を含む。) 及び第百四十三 八条(同法第百四十三条及び第百四十四条第二項 て準用する場合を含む。)及び第三十二条第二項 (同法第百四十三条において準用する場合を含む 内閣は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する (公告の方法) (同条第七項(同法第百四十三条において準用 (平成十七年法律第五十号) 第二十三条第1

第一条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関 告すべき事項を当該各号に定める場所に十四日 公告は、次の各号に掲げる区分に応じ、その公 する法律(以下「法」という。)の規定による 間掲示してするものとする。

及び第二百八十九条第三項(同条第五項にお 百四十二条、第百四十四条、第二百八十八条 五項において準用する場合を含む。)におい 八十八条及び第二百八十九条第四項(同条第 れる場合を含む。)、第百三十八条(法第二百 含む。)の規定によりその例によることとさ 用する場合を含む。)及び第五十五条第二項 百八十八条及び第二百八十九条第一項におい む。)の規定による公告 八十九条第一項において準用する場合を含 る場合を含む。)、第二百八十八条及び第二百 いて準用する場合を含む。)において準用す て準用する場合を含む。)、第百四十一条、第 て準用する場合を含む。)並びに法第二百八 二百八十九条第一項において準用する場合を (法第百四十五条 (法第二百八十八条及び第 (法第百三十二条第六項 (法第百三十六条 十八条及び第二百八十九条第一項において準 法第四十六条第二項 (同条第七項 (法第) 刑事施設の公衆の 2

一 法第百九十三条第二項(同条第七項におい 百九十八条及び第二百二十六条第六項(法第 て準用する場合を含む。)の規定並びに法第

> 面本部又は警察署の公衆の見やすい場所 置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方 十五条第二項の規定による公告 留置施設の する場合を含む。) において準用する法第五 二百八十九条第六項及び第七項において準用

三 法第二百四十八条第二項(同条第七項にお の事務所) の公衆の見やすい場所 する管区海上保安本部又は管区海上保安本部 かれるものである場合には、当該船舶の所属 海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所 よる公告 海上保安留置施設の置かれる管区 おいて準用する法第五十五条第二項の規定に 第二百五十三条及び第二百七十二条第六項に いて準用する場合を含む。)の規定並びに法 (海上保安留置施設が海上保安庁の船舶に置

(面会が制限される日)

第二条 法第百十八条第一項(法第百十九条(法 年法律第百七十八号)に規定する休日、一月一 百二十条第一項に規定する政令で定める日は、 及び法第二百六十八条において準用する法第二 を含む。)の規定によりその例によることとさ び第二百八十九条第一項において準用する場合 合並びに法第百四十五条(法第二百八十八条及 含む。)及び第百二十三条において準用する場 用する場合を含む。)において準用する場合を 第二百八十九条第四項(同条第五項において準 十一日までの日とする。 日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三 土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三 れる場合を含む。)に規定する政令で定める日

替え) する都道府県の休日(日曜日を除く。)とする。 の規定に基づき条例で定められた留置施設の属 和二十二年法律第六十七号)第四条の二第一項 に規定する政令で定める日は、地方自治法(昭 (矯正管区の長に対する審査の申請に関する読 六項及び第七項において準用する場合を含む。) 法第二百二十条第一項(法第二百八十九条第

|読み替え|読み替えられる|読み替える字句 第三条 法第百五十九条 (法第二百八十八条及び 含む。)の規定による行政不服審査法(平成二 第二百八十九条第一項において準用する場合を の技術的読替えは、次の表のとおりとする。 十六年法律第六十八号)の規定の準用について

> 第二項第について再調査 第十九条処分(当該処分処分

三十審理員

審査庁

きは、

当該決

の決定を経たと の請求について

第一 第四項及の者 第十五条相続 第三項 第十五条相続人その他相 第十五条相続人その他法相 の規定 び第五項 項 審査庁 令により審査請 の者 処分に係る権利 求の目的である を承継した者 人その 他相続人 以下同じ。) 続人 続

第三項 第十八条次条に規定する刑事収容施設及び被収 審査請求書 前 |項に規定す||刑事収容施設及び被収 条第一項(同法第二百 |第五十号) 第百五十七 法律(平成十七年法律 容者等の処遇に関する 以下同じ。) の書面 準用する場合を含む。 十九条第一項において 八十八条及び第二百八 第二十二 条第一項查庁

一前各項

第二項第 第十九条居所 一号 という。 審查請求期間」法律第百五十八条第 され、又は刑事施設 |居所(刑事施設に収容 規定する期間 附置された労役場若 九条第一項において準 の規定を同法第二百八 |項及び第二項 (これら 当該刑事施設の名称) ている者にあっては、 くは監置場に留置され 用する場合を含む。) 十八条及び第二百八十

服審査法 五号 第二項第 第十九条処分庁

政庁をいう。

以下同

|処分庁(処分をした行

された行政庁をいう。 審査庁(審査の申請

第四項 |第十九条||若しくは財団で||又は財団である場合 第二十二 |処分庁又は審審査庁 ある場合、総件 若しくは管理又は管理 掲げる 又は代理人によ を互選した場合 又は前項各号に|に掲げる って審査請求を っる 場合 総代又は

る期間 (以下|容者等の処遇に関する 条第二項政庁又は処分庁 条第六項の場合 |第二十五|から第四項まで|の場合 第二十五処分庁の上級行審査庁 第二 条第五項 条 十第十九条 書が審査庁 調査の請求録 求書若しくは再 又は再調査の請が審査庁 である審査庁 第二百八十九条第一項法第二百八十九条及び法第二百八十八条及び 十九条第二項若しくは条において準用する第 刑事収容施設及び被 項又は同法第百五十 法律第百五十七条第 容者等の処遇に関す おいて準用する第一項 を含む。以下同じ。) 容者等の処遇に関する 刑事収容施設及び被 第四項 において準用する場 合

第四条 法第百六十一条第二項(法第二百八十八 条及び第二百八十九条第一項において準用する する読替え) (矯正管区の長に対する審査の申請の裁決に関

| 2 ・ | 条本三項の規定の適用が ・ ある場合を除く。) ・ ある場合を除く。) ・ 本 | 三項の規定の適用が 三項の規定の適用がある場 合を除く。) 会を除く。) 会を除く。) 会を除く。) 会を除く。) 会を除く。) 会を除く。) 会を除く。) 一位、)の 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 一位、 |
|---|---|---|
| 下海 下海 下海 下海 下海 下海 下海 下海 | 第五条 法第百六十二条第三項 (法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において間じ。) の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える法読み 替読み替える字句 第百五十八条前項 第百六十二条第二項(第第百六十二条第二項(第第百六十条及矯 正 管法務大臣 で第百六十条及矯 正 管法務大臣 | W # 1 # 1 # 2 # 1 # 1 |
| 条 第 二 | を条(第含い八第る容事下す第及び第子の 所のでは、 所のでは、 | 第 - 第 年 等 容 。さ 。 さ 。 |
| である 一項 本 る 場合を除く。) にお 九条 一項 本 る 場合を除く。) | 三五第 三第 「条二 条二 第十 第十 場かる庁処 第総若 ば又 | 中八 中 中 中 中 中 中 中 中 |

| | | | 3 |
|---|--|---|--|
| いての技術的読替えは、 いての技術的読替えは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | 項 者のしたものであ 可 者のしたものであ 四十六条第一項及 四十六条第一項及 で第四十七条の規 定による裁決にあ っては、審査請求 ったは、審査請求 のは送達された 五十参加人及び処分の相手 が第四十七条の規 | 十場合(第四十五条場合 本第三項の規定の適 十前条 十前条 十前条 十理由(第一号の主理由 一文が審理員意見書 四又は行政不服審査 会等の答申書と異 なる内容である場 なる内容である場 ととなった理由を ととなった理由を 含む。) |
| 査又査 各審を のは請 請再求 同第三の刑 | 庁 処に 又 分の 申 一方す法下ので第項、 為 高 | 三定する審の処遇に関する法律(平成 | 十規査不るみは審 第百 のみ ル定法服行替 が表 |
| の規定 の規定 第五十審査庁 申告先である行政庁 第五十理由(第一号理由 員意見書又は 員意見書又は | 第 2 7 1 | 1 | マース マー |
| 第十条 法第百六十四条第一項又は第二項(これらの規定を法第二百八十八条及び第二百八十八十五条第三項(法第二百八十八ばならない。 (法務大臣に対する事実の申告に関する読替え) (法務大臣に対する事実の申告に関する読替え)の規定による通知を受けた年月日を記載しなければならない。 (法務大臣に対する事実の申告に関する読替え)の規定を法第二百八十八条及び第二百八十八条のほか、法第百六十四条第一項又は第二項(このほか、法第百六十四条第一項又は第二項(こ | (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 (法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事 | を | 項第四会等若しくは 号 審議会等の答 市書と異なる 内容である場 内容である場 た理由を含む こととなっ た理由を含む 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである場 一のである行政庁は、 一の大である行政庁は、 一の大・七年法律第五十 一の大・一五条第一項に である場 |

| 査請 求 期八条及び第二百八十九条第一(以下「審五条第二項(同法第二百八十定する期間の処遇に関する法律第百六十定する期間の処遇に関する法律第百六十定する期間の処遇に関刑事収容施設及び被収容者等前二項に規刑事収容施設及び被収容者等が、以下同じ。)の書面む。以下同じ。)の書面む。以下同じ。)の書面む。以下同じ。)の書面む。以下同じ。)の書面む。以下同じ。)の書面む。以下同じ。)の書面が、以下同じ。)の書面が、以下同じ。)の書面が、以下同じ。)の書面が、以下同じ、以下の書面が、以下の書面が、は、 | 審査法の規定の準用についての技術的読替え は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 | 2 法第写六十五条第三頁の規定によるテ文下版 知 | る場合を含む。)において準第一項 九条第一項において準用すれ条第一項において準用する場合が第二百八十八条及び第二百八十二条第三項(第二 | 野門事施設の長若しくは矯正 | - 項並びにの長 百六十条管 区 百六十条管 区 高六十条管 区 本 | |
|---|--|--|--|----------------------|---|---|
| で 東十一条 大理由を 大理由を 大理由を 大変本部長に 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 | 万 垻 🤊 | 第五十理由 (第一理由 (第一理由 (第一理由) (第一項) (第一項) (第一項) (第一項) (第一項) (第一項) (第一項) (第一項) (第一項) (第一页) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) | 第二項の規定による通知は項に法第百六十四条第一項又は一項を第三項において準用する条第一の処遇に関する法律第百六十条第十裁決は一所事収容施設及び被収容者等 | 一 大学 は 対 | か処遇に関する法律第百次一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案一方案<l< td=""><td>十 第十九条 刊事又容を投入でいる。) をいう項において準用する場が、一百八十九をでいる同法第百五十八名同法第百五十八名のは、</td></l<> | 十 第十九条 刊事又容を投入でいる。) をいう項において準用する場が、一百八十九をでいる同法第百五十八名同法第百五十八名のは、 |
| 第十九条居所 居所 留置施設の置かれる警視庁、道府県 る警視庁、道府県 おいれいる者 | 項第いび二関収事条と | 第三項 請求書 成十七年法律第三項 請求書 被収容者等の処 | 第十八条欠条に規定する審査刑事収容施び第五項の項及第一五条相続人その他の者の相続人 | 第二項 審查庁 審查庁 | - 保育政党 である処分に係る権 である処分に係る権 である処分に係る権 である処分に係る権 | 読み替える法の規読み替えら読み替える字句 読み替える法の規読み替えら読み替える字句 東二百二十九条第二項 |
| 第二十五处分月の上級行政月報査月 条第二項又は処分庁である審 第二十五から第四項までのの場合 条第六項場合 審査庁 お条 | 第二十五四の分庁の上級テウケーを担い、 | 又は再調査の請求書 | | | 1、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2 | 第十九条処分(当該処分につ処分 ときは、当該決定) 処分庁(処分をします) 大百本部又は警察 に |

| | | | 5 |
|---|---|--|--|
| 第十二条 (公安 表のと と ア | 「白 → l To | 第 第 | 四第第八第 条第本条第 五 号一五条四 十 項十 東条 十 七 項ブ |
| (公安委員会に対する再審査の申請に関する読件工条 法第二百三十条第三項の規定による法替え) | (審査庁以外の処分である場所というのしたものである場所であっては、審査を開一項及び処分庁等を加入及び処分の相手方以外の相手方とは、審査を開一項及び第四十六のしたものである場のしたものである場のしたものである場のしたものである場のしたものである場のしたものである場のしたものである場のしたものである場のしたものである。 | 第三項(第六十二条に規定第三項(第六十二条に規定 | 引 由なで答若は文 が第 場の |
| :的読替えは、次のの申請に関する読 | 処 分 庁 | は送達された 関問 一項がでに同条第二項において準期 一項がでに同条第二項において準 一項がでに同条第二項を が、表第二項を が、こる。 において 本のと は、また、また。 において 本のと を は、また、また。 において 本のと は、また、また。 は、また、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また、また。 は、また。 と、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、 | 型 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) |
| 一 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 | 期間前 | 項 八 五 項 五 耳 | 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第 |
| 所 | 期間」という。)間(以下「審査前二項に規定す | 規 定 の す 他 | 「一八」年 る 番 八 |
| 警 る 留 に 留 居 に 第 警 警 置 あ っさ (定 十 本 視 施 っさ (定 十 | 請 る 求 期 | <u>査</u> 相同政の事 | 加る字句 1 |
| 部庁 設 | 工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工 | 第年 名 若 若 等 た た た に れ に に に に に に に に に に に に に | The state of t |
| Second Process | (内) 本条第 未第 条第 条第 条第 条第二十五 1 <td>第二十五 三条 三条 ボーカー 代又は代理 が分庁の の の の の の の の の の の の の の の の の の の</td> <td>第十九条 第十九条 第二項第(当該処 第二項第 場合</td> | 第二十五 三条 三条 ボーカー 代又は代理 が分庁の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 第十九条 第十九条 第二項第(当該処 第二項第 場合 |
| は 番 番 重 見 号 で の 規 定 の 規 定 の 規 定 の 用 で 除 で 計 を 除 で 十 | 型 ○ 円 采 垻 | 第十九条 常十九条 おしくは管理人、総 | 4 番 又 総 は 上 2 請 分 水 |
| 等の客 等の客 書又は 前条 (ただし書及 が第二号を除く。) | 易 場 再 の | た 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | Table Ta |
| 2 第第 | 第第 の読 (警室 | | |
| 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 | (警察本部長に突する事実の え) え) え) (警察本部長に突する事実の 表) とする。 の表のとおりとする。 の規定 2 5 れ で表のとおりとする。 の規定 3 5 れ る字句 高子句 る字句 | : は設 ば告三項] | 11 11 |
| Xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx | 大条前項 第二百三十一条第三項法第二百三十一条第三項法 み 替読み替える字 えられる字句 おりとする。 | 理条 法第二百三十一条 三条 法第二百三十一条 中告をする者の氏名及 申告をする者の氏名及 申告に係る事実 は方面本部又は警察署の 申告に係る事実 があっ | 中書と異たる内 の相手方以外の (当該審査請求が処分 における第四十六表 における第四十六表 にあっては、審査請求が処分 にあっては、審査請求が処分 (審査庁以外の相手 を含む。) |
| 第二百三十一条第三項の規定による行いて準用する第百六十 についての技術的読 第一項又は第二項の規定による行一条第三項の規定による行一条第三項の規定による行 | 十一る一術三年 | 条 法第二百三十一条第一項の 条 法第二百三十一条第一項の の置かれる警視庁、道府県警察 申告をする者の氏名及び年齢並 の置かれる警視庁、道府県警察 申告に係る事実 おの名称 申告に係る事実があった年月日 申告に係る事実があった年月日 | 事業の |
| とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 | 一条第二項 一条第二項 一条第二項 | W | 書面 れの た 記 |

| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------|---------------|-----------------------|---|---------------------|---|-------------------|------------|-----------------------|------------------------|--------|-----------------------|------------|-------------|-----------|-----------|----------|-------------|----------|-----------------------|-------------|------------|---|---------------|-------------------------------|-------------|--------------|---------------|-----------------|-----------------------|---------------|--|
| 項条第第五 | 九第 | | - I | - 七 頁 条 | 第二 | | 1 | 三第 | | | | | | | | 五項 | | 第二 | | 項 | 二 | 第一 | | | | | | | | 項 | 条第 | 第上 | | | | え読 るみ |
| | _ _ | | | 第 | + | | | 一 十 | | | | | | | | - | 第一 | + | | | 第一 | +1 | | | | | | | | | 三 | 八 | 定 | 法 | 服 | こ <i>の</i> 行 替 |
| <u></u> 十 裁決は | 審理員 | | | | 裁決 | 審査庁 | | 第十九条 | | 録取書 | 再調査の請求 | 求書若しくは | は再調査の請 | 書 又 | | | | 各項 | 5 | 処分庁又は審 | 処分庁 | つき、 | | ا ^ٽ ا | 間ーとい | 請求 | 計る期間 (以育) | 前二頁こ見包 | | | 三る審査請求書者等の | 次条に規定す | | | · · | 行る字句を表され |
| おいて準用する同法第百第二百三十一条第三項に者等の処遇に関する法律刑事収容施設及び被収容 | 申告先である行政庁 | 項の規定による通知六十四条第一項又は第二 | おいて準用する同法第百日の | 第二百三十一条第三頁こ者等の処遇に関する法律 | 刑事収容施設及び被収容 | 申告先である行政庁 | 一条第一項 | 者等の処遇こ関する法律刑事収容施設及び被収容 | | | | | | の書面 | の第一項 | 第二百三十一条第三項に | に関する法 | 刑事収容施設及び披収容 | 1 | 申告先 | | 行為につき、留置業務管 | 二項に規 | 用する同法第百五十八条 | び同条第三項において準 | 三人 | 新等り匹禺 こ掲げる去津 | 学 色 殳 爻 ブ 皮 又 | 買り書面号) 第二百三十一条第一 | (平成十七年法律第五十 | 処遇に関する法 | 容施設及 | | | | 読み替える字句 |
| | 又は第二項にお | 第五号に掲 | 第十五条 | 事質) | | する期間をい | | | | 再審査 | 査請求 | 裁決書 | | | | 1 | 裁決を | | : | | 条 第 三審査請 | 第 五 十審査庁 | む。) | | ることとなっ | | | 神野に | 会等若しくは | | 項第四 | 条 第 一 | 五十理由 | 裁決書 | 審査庁 | |
| ばな | 規定に | る事質 | は、百二百三 | に対す | <u>+</u> | 間をい | に規定 | (第查 | 行政点 | 請求な | | に再審 | | | | | | | | : | 求(| は | | 一由を言 | となり | 、まるま | ある。 | 異なる | 争りない | 服審本 | 書又は | が審理 | 第一 | | | |
| ならない。 | 又は第二項の規定による通知を受けた年月日を第三項において準用する法第百六十四条第一項 | げる事項のほか、法第二百三十には、第十三条第一長、第二号 | 面こよ、角上三条角一号、角二号法第二百三十二条第一項の規定に | | | する期間 | 白五十八条第 | 六において準用する司法第請条第二項及び同条第三項 | 亚びに同法第 | 当該申告をす | | 番通知書に当該申告 | | 二項の規定によ | 六十四条第一 | において準用す | <u>'</u> . | 規定による申告 | 第二百三十二条第一 | 者等の処遇に関する | 刑事収容施設及び | 政丨 | | 含 | <u>つ</u> ; | <u>な 坊</u> | 易る | | <u> </u> | <u>食</u> | <u>は</u> | | 号 理由 | 通知書 | 申告先である行政庁 | 項の規定による通知は六十四条第一項又は第二 |
| | 万日を項 | - 方 | とよる | 記載 | 1 | | 規定 | 法三第項 | + | 政庁 | | | | 通 知 | 項又は | 同法 | 第三 | : | 項の | 法律 | 収容 | は、 | | | | | | | | | | | | | | ェ 第 <u>二</u> |
| 九条 申告先である行政庁 | よる通第一項 | 準用する同法第百六 | 七条第二等 | | = | 三条 | 第二十第十九条 刑 | 定する期間 定する期間 という。) 法第百五十八条第二項に規 | 請求期間」第三項において準用 | | 定する期間等の処遇に関する法律第二 | 删 | | 求書 成十 | 査請等 | 十八次条に規定刑事 | 規定 | | 政不服 | る行れる字句 | み替読み替え | れりとする。 | 服審査法の規定の | 2 法第二百三十二条第三項の規定による行政 | よる通知 | Į | 第一頁 「へて準用ける第写やトリを 第百プ十一条表決 第二百三十二条第三項にお | 十一条裁决 | 第二頁 第百五十八条前項 第二百三十二条第二項 | る字句 | の規定 えられ | 読み替える法読み替える字句 | の表のとおりとする。 | 法の規定の準用についての技術的読替えは、次 | 八条 法第二 | (公安委員会に対する事実の申告に関する読替) |
| 項条第 | 項条 | - , , . | | 政 | | 1 | | 2 耳 | 争 | | 読 | | | | , | | | | | | | | え | | | | 子 項 | 頁身 | 魚 第 | | | | | | る項 | |
| (本) | f 一より審者 | ; + ; | | 不 | 5 H | は、次の表のとおりとする。 | 服審査法の規定の準用についての技術的読替え | 法第二百七十五条第三項の規定による行政不り一二項 | 第百五十八条第二前項 第二百七十五条第 | れる字句 | み替える法の規 | の表のとおりとする。 | 法の規定の準用についての技術的読替えは、次 | 計十七条 法第二百七十五条第三項の規定による | | (管区海上保安本部長に対する審査の申請に関 | ° | た理由を含 | こととなっ | は、異なる | 場合 | 内容 | 書き | 議会等 | < 3 | 不是 | 第四審理員意 | 第四番里員意 | 第一号の 巨て五 十理由 (第 | 決書通 | 審査庁申告先である行政庁 | よる通知は | 第一項又は第二項の規定に | | - - | 《 第 一 等の処遇こ関する法律第二 名 五 十裁決は 刑事収容施設及び被収容者 |

| (4) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2 | - 1. 加分庁 | という。) に関する法律という。) に関する法律をいう。) に関する法律をが同条第三年十十五条第一種所(海上保護・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・ | 二項に規定する審査 ボ書 本書 ボ書 ボ書 ボ書 ボ書 ボ書 ボ書 ボ書 ボールの者 |
|---|--|--|--|
| 第 四 十場合(第四十五条第場合 中書と異なる内容で 第 四 十前条 び第二号を除く。) 東 四 十前条 び第二号を除く。) 東 四行政不服審査会等若 しくは審議会等の答 申書と異なる内容で | 項 査庁 二 十から第四項までのの場合 二 十審理員 三 十審理員 本台を除く。) 審査 集規定の適用がある場合 本台を除く。) | 二十 *** ** | マは前項各号に掲に掲げる |
| は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 は、次の表のとおりとする。 | (デース を) | 第 五 十(当該審査請求が処に 一項 のしたものである場合における第四十六 条第一項及び第四十六 条第一項及び第四十六 条第一項及び第四十六 を第一項及び第四十六 を第一項及び第四十六 を第一項及び第四十六 を第一項及び第四十六 を第一項及び外の相 | ある場合には、異な ある場合には、異な ある場合には、異な |
| 第十九条審査請求に係る処分原裁決(審第二項第(当該処分について請について。以下同じ。)第二項第(当該処分庁 処分庁 (処分庁 (処分庁 (人)) が (人) が (本) が (本 | 一号 第十九条 居 所 | 前二項に規定する期刑事収容施設及び 前二項に規定する期刑事収容施設及び 間(以下「審査請求被収容者等の処遇 正裁いて準用する法律第二 ではいて準用する法律第二項に規定する期刑事収容施設及び がびに同条第二項 に関する法律第二 に関する法律第二 において準用する に対いて準用する に対いて準用する | 第十五条相続人その他の者 相続人 第十五条相続人その他の者 相続人 第二項 審査庁 の申請がされた行 第四項及 両である処分に係る権 再審査庁(再審査 第四項及 両じ。) 第四項及 両じ。) 同じ。) 同じ。) である処分に係る権 を収容者等の処遇 |

| 8 | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|---|--|--|
| | 条 第 第 五 一 十 | 号 | 第一項第四十前 第五十条 中 前 第五十条 明 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 条 第 本 本 四 文 文 十 | 条第四十 | 九第条三 | 条第二十 | 条第二五 | | 三第 | 第 第 四 十 項 九 |
| | | あ申し行 | 復第が審理員意見書又は -条理由(第一号の主文理由 び第二号を除く。) 計条 | 場合を除く。)(第四十五条第一の場でののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 項六 | 十審理員 再審査庁 | 条第六項合第四項までの場の場合 | 査庁 査庁 査庁 本部二項又は処分庁である審 第二十五処分庁の上級行政庁再審査庁 | くは第四項 アは同条第三項若し マは同条第三項 百七十六条第一項 下九条第一項 に関する第 | 十九条 被収容者等の処刑事収容施設及 | 第十九条若しくは財団である又は財団である場第四項 場合、総代を互選し合た場合又は代理人によって審査請求をする場合 スは前項各号に掲げに掲げるる おしくは管理人、総又は管理人、 イ又よ弋里人 |
| 項 (平成十七年法律第五十条 第 三る審査請求書者等の処遇に関する法律条 第 一人次条に規定す刑事収容施設及び被収容 | 規査不る | みは服実 | 第一項 第一項又 第一項又 第一項又 | 十八条前項第二百十十八条前項第二百十十八条前項第二百十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十 | える法 | 第二十条 法第二百七十七条第三項の規定による | | 五 申告の年月日 で 海上保安留置業務管理者の勢示の有無及び | 三二 | 中 日告とよる音のよる女が日命をがこ母こればならない。 中告の書面には、次に掲げる事項を記載しなればならない。 | 第十九条 生第二百七十七条第一 第五十一参加人及び処分の相 第五十一参加人及び処分庁等処 第五十一参加人及び処分庁等処 庁等に限る。) (管区海上保安本部長に対する 面の記載事項) |
| 条 第 第 五 | | 項 条 第 第 五 | 九第条三 | 一 七 第 ^項 条 二 | | 三第条二 | | | 五二第項条二 | | 第 二 |
| 十四曲(第一号理・一の主文が審理・一の主文が審理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 裁審 查 庁 | <u></u> + 大裁決は | 審理員 | <u>第</u> 十 裁 決 | 庁 | 十第十九条 | 審査庁 | 再調査の請求 | 書又 | デ分 分 タ 分 庁 ス | 十 |
| 理 | 知書 告先である行政庁 の規定による通知は 十四条第一項又は第二 | おいて準用する同法第百第二百七十七条第三項に者等の処遇に関する法律刑事収容施設及び被収容 | 申告先である行政庁明の規定による通知大十四条第一項又は第二 | | 申告先である行政庁第二百七十七条第一項 | 者等の処遇に関する法律刑事収容施設及び被収容 | 申告先 | | 同条第一項の書面おいて準用する第一項おいて準用する第一項おいて準用する第三項に第二百七十七条第三項に第二百七十七条第三項にが、のの過に関する法律をが、のの書面が、のの書面が、のの書面が、のの書面を表示している。 | 告先業務管理者 | ラ)第二百七十七条第一 関に規定刑事収容施設及び被収容 では現定刑事収容施設及び被収容 では現定刑事収容施設及び被収容 では現定刑事収容施設及び被収容 では現定刑事収容施設及び被収容 では、で進 の書面 |
| 第二項 第二百七十八条第二項 第二百七十八条第二項 | の規定えられ読み替える法読み 替読み替える字句次の表のとおりとする。 | 第二十二条 法第二百七十八条: (海上保安庁長官に対する事中の) | ででは、「「「「「」」」では、「」」では第二項の規定による通知を受けた年月日、「第五号に掲げる事項のほか、法第二百七十七が第五号に掲げる事項のほか、法第二百七十七の書面には、第十九条第一長、第二長及 | 対する事実の申告 | する期間をいする期間十二条に規定百五十八条第二項に規定 | 求期間(第六において準用する同法第及び再審査請条第二項及び同条第三項 | すべき行政庁並びに同法第二百七十八再審査請求を当該申告をすべき行政庁 | 査請求を請求書に当該申告を | 第二項の規定による通第二項の規定による通第百六十四条第一項又第一項において準用する同法第二百七十七条第 | 項 第二年11十八条第一頁) | 第 五 十審査 |

| | | | | | | 9 |
|--|---|-------------------|--|---|--|--|
| 条 第 | 項条第 | 九 第 余 = | 一七第 | 三第条一 | 項条第の審政え読 | 2 第第 |
| 第 五 | 第 五 | 条 三 | 項条二 | 条二 | 項条第 の審政え 第十 定法服行者 三八 | 第一項第一項出版審査法の規定の限審査法の規定のとおります。 |
| <u>一十</u> 書 審 号 理 裁 審 | <u>-+</u> | + | 第十 | 十 | 三八左法服行程 | コ次 |
| ▽ 珊 の 由 決 香 | 一 裁 決 は | 審理員 | 裁決 | 審 十 審 十 九 条 | という。) という。) という。) という。) という。) でする を を を を を を を | - 一条 裁独の表のと |
| | は | 員 | | 庁 九 | う。期 一 る 項 審に 字相 | 表の百名教 |
| 行意文第 | | | | 2 | 三八 法服行者 三八次 法服行者 市 水水 市 本書 (以下「審期に 変間規 請定 | とだり、 |
| <u> 政見が一</u> 理 通 申 。 | よ第準百等刑 | 由 | よ第準百等刑 | 由石笙刊 | | |
| 理通申。由知告 | る一用七の事 | 申告先である行政庁 | る一用七の事 | 申告先である行政庁百七十八条第一項等の処遇に関する法刑事収容施設及び被 | す 第 三 七 の 事 百 十 の 事 お | ### ### ### ######################### |
| 書先 | 通知は 現文は第二項の規 では第二項の規 では第二項にお では第二項にお がいる法籍 では第二項にお | 先で | 通知 ・収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被収容施設及び被 | 先 十 処 収 | プロストリング を カスティア 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | こする。こする。こずの規定によこ項の規定によこ項の規定によこ項の規定による通知こずる。で準用する第百で準用する第百で準用する第百で準用する第百 |
| である行政庁 | は同条に施 | あ | は同条に施 | である行人条第一の表別である行 | 間十お条に施し、法に施してる | て規 は 子 十 |
| る | 第法第関設 | る行 | 第二項 第二項 第二項 第二項 | る 第 関 設 | 高 - 八条第一 開設及び被 第二項る法 一 八条第二項 一 八条第二項 一 八条第二項 一 八条第二項 | の定 第る八 技に 二第条 |
| | 項音項るび | 政 | 項音項を対 | 政項るが | 第項るが一五るが | 術より項音第 |
| | 第二項の規 法第百六十 関する法律 の規 | 厅 | の六に法被 規十お律収 | 厅 法 | 「字句 「字句 第三項及び被収容 第二項及び被収容 第二項及び被収容 第二項及び被収容 第二項の書 第二項の書 | は第二項の規定は第二項の規定による行政規定による行政規定による行政 |
| | 規一において、一人とは、一人とは、一人とは、一人とは、一人とは、一人とは、一人とは、一人とは | | 通知 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 先である行政庁 十八条第一項 十八条第一項 | 期間 大名字を 大名を 大名 | 的 売 の 規定 を で の 規定 に 条 え に 条 え に れ れ に れ に れ れ に れ に れ れ に れ れ に れ れ れ に れ れ れ れ れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ |
| | | 1 | に来て一生 | <u> </u> | | |
| 第 (平成 で、 (平成 で、 (平成 で、 (平成 で、) (平成 で、) | 第 一 (平) (平) (平) (平) (平) | 1 | = | = | 第二十三条 (釈放の事 一 なび第二十三条 | 号 項 第 |
| のさい条件が成れ | 条 施 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | こだ. | ― 十こ らも 六附四の附れも | 留お条号 置い第 ⁰ 刑 | - す合及二(一す合及二(一するをび二 の 第一 るを今第二 次 で 第二 次 で で また で か で か で か で か で か で か で か で か で か で | 四 |
| で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 一条 この (施行期日) (施行期日) 関する法律 | この政令(施行期日) | 十四 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 の 政 り た れ た り れ た り り り り り り り り り り り り り | 単い 衆 川 男 まて 二 第 事 | 受り、一般のでは、一般の | はあな答審等不 |
| - ** | - 条 この政令は、行政不服審査法のない | 令 旦 : | たれた留置の期間が満るいから施行する。いから施行する。いから施行する。 | 留置されている者とついて、あらかじめおいて準用する場合を含む。)の規定に条第二項において準ずる場合及び他の法务)第百六十七条第一項(同法第二百二号)第百六十七条第一項(同法第二百二円、非計劃設法(昭和二十三年沒有第百三 | こととなっ こととなっ | 、るる申議若服 |
| では、 の原則) 八年四日 できれの 原則) | | ١٠, | | このおれたいい | 田) | |
| れの立処則月 | 会は、行政不服審査法の施 (平成二七年一一月二六日 () | 刑 主 | 沙 (平成一章 (平成一章) と 施行する () | いる者こついて、あらかいて、場合を含む。)の規おいて準ずる場合を含む。)の規おいて準ずる場合及び他十七条第一項(同法第二十七条第一項(同法第二十七条第一項(同法第二十三年沒有第 | とを員る一若二る第条七 2名名 1。有そまし号事第条七 2名名 | : な 合 容 と 等 く 査 , る に で 異 の は 会 |
| 月 一 日 一 て で あ り た り そ の ま そ の ま そ り る そ り る ろ る ろ り る ろ ろ ろ の り る ろ ろ ろ の り る の り る ろ ろ ろ の り る ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ り る ろ り る ろ り ろ の う の う の う の う の う の う の う の う の う の | 行 こりを | 施 | 成一九年 (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) | っぱ 海 準 第 和 | すのに者五く若由二第十 | |
| 請その他 しょう | 政 モ か正 | 設 及 | 九 る。 満って | つハて、 「を含む。 ボー項(同 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | . る他に発はしは日一三 ・ 者の第第(人の) | |
| 係他のこ行 といっこう | 服 一らする | び | 吾じし | てお場合 | るというでは次十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | |
| に係る行政での他の行為又の他の行為又 | 番 一 施 る 月 行 法 | 受 ബ | 月 金 た。 | 、こ合同年 | おおり 大場 号第 の 凹 お 法 **** *** *** *** *** *** *** *** ** | |
| 政内では | 生 二 す 律 | 者 | 九年五月二五日 行の日(平成十 える。 | のび第 | がの裁して とお ままれる 一 | |
| 政庁のご政庁のごからのは、 | 行政不服審査法の施行する。日)から施行する。日)から施行する。 | の 加 | 日 十 º シ | あらかじめ)の規定に1及び他の法2法第二百二2法第二百二 | の釈放の指揮又の釈放の指揮又において準用する。第十十二人のとおりとすりとする。第十十二人のとおりとする。第十十二人のとおりとする。第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十 | |
| のはの不るが | 記行 政 行 の の の の の の の の の の の の の の の の の | 遇 | ・ し、ことでは、・ は、・ は、・ は、・ はの施行の日(平成十八年五ら施行する。・ 法の施行の日(平成十八年五の期間が満了したこと。 | 置されている者こついて、あらかじめ定いて準用する場合を含む。)の規定によいて準用する場合を含む。)の規定によいて準可る場合及び他の法律)第百六十七条第一項(同法第二百二十一所事訓討法(昭和二十三年法律第三三十 | た 理由 を 含 た 理由 を 含 た 理由 を 含 た 理由 を 含 た 理由 を 含 | |
| | 「条 この政令は、行政不服審査去の施行の日 附 則 (平成二七年一一月二六日政令第 三九二号) 「平成十九年六月一日)から施行する。 関する法律の一部を改正する法律の施行の日 | 等 に | 政 | でよ 律 一十十 と り に 四 - | | |

に係るものについては、この附則に特別の定めに係るものについては、この附則に特別の定めによる。